

令和8年5月20日  
出入国在留管理庁

## 特定技能制度における定期届出の添付書類の提出について（お知らせ）

今年度から、特定技能制度における定期届出の提出は、年4回の提出から年1回の提出に運用が変更となり、4月1日から5月31日の間に提出することとなりました。

また、定期届出の提出に当たっては添付書類も併せて提出する必要があるところ、今回の定期届出から、労働保険や社会保険に係る資料、納税証明書などの提出が新たに追加されています。

上記の運用変更により、添付書類として提出することとされている公的機関による証明書の発行申請が集中し、発行までに通常よりも時間を要する状況が発生しています。

こうした状況を受け、定期届出の添付書類として提出が求められている公的機関による証明書を5月31日までに提出することが困難な場合、5月31日より後に追加で提出を認めることとしますのでお知らせします（注1、2）。

なお、この場合であっても、定期届出の添付書類として提出が求められている公的機関による証明書以外で提出が必要な書類は、5月31日までの提出が必要ですのでご留意ください。

### （注1）

- ・ 5月31日より後に添付書類を提出する場合は、発行を受け次第、速やかに追加提出をしてください（提出に当たっては、本お知らせの別紙を添えて提出して下さい。）。

### （注2）

- ・ 日本年金機構が発行する「社会保険料納入状況回答票」については、発行申請が集中しています。
- ・ 同回答票の代替として「健康保険・厚生年金保険料領収証書又は領収済み通知書の写し」の提出も認められますので、定期届出の提出に当たってご検討ください。

別紙

\_\_\_\_\_出入国在留管理局

未提出となっている特定技能制度の定期届出に係る以下の添付書類を、別添のとおり提出します。

(添付書類)

- 
- 
- 

令和 年 月 日

特定技能所属機関名

担当者名

連絡先 (電話番号)